

tax

税

税の申告はお忘れなく

申告相談受付期間

2月7日(水)

～3月15日(木)

平成29年分所得(平成29年1月1日から12月31日までの所得)に関する市民税・県民税等の申告の時期が間近になりました。

市では、2月7日から3月15日まで所得申告相談受付を行います。この申告内容が、平成30年度の市民税・県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料等の算定の基礎となりますので、忘れずに申告してください。



※日程および申告に必要な書類等の詳細は、今月の広報と同時に配布する「平成30

年度(29年分)市民税・県民税(国民健康保険税)に係る所得申告について」をご覧ください。

◎問い合わせ：

税務課市民税係

☎(55)5085

償却資産(固定資産税)の申告を忘れずに

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の償却資産について申告をしなければならぬことになっています。該当される方は忘れずに申告してください。

なお昨年申告があった方は、申告書を送付しています。新たに事業を始められた方や初めて償却資産を取得された方は、下記までご連絡ください。

申告の対象

会社や個人で工場・商店・農業などの事業を営む方が、その事業のために使用している構築物・機械・器具・備品等で土地および家屋を除く事業用有形固定資産が対象となります。

※太陽光発電設備も対象になる場合があります。

申告書の提出期限

1月31日(水)

提出場所

税務課資産税係または各支所地域振興課・各住民センター

※地方税電子申告システム(eLTAX)による申告も利用できます。

◎問い合わせ：

税務課資産税係

☎(55)5086

welfare

福祉

寝たきり高齢者等の おむつ代医療費控除

寝たきりの高齢者等のおむつ代を所得税確定申告(または市民税・県民税申告)で医療費控除の対象とするには、医師が発行する『おむつ使用証明書』が必要となります。おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で、介護保険の要介護認定を受けている方については：

要介護認定時の主治医意見書の内容を確認した上で、市が発行する「主治医意見書確

認書」を「おむつ使用証明書」に代えることができますので、高齢福祉課または各支所地域振興課で申請してください。

主治医意見書で

確認する内容

- ・主治医意見書の作成日
- ・要介護認定の有効期間
- ・障がい高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)
- ・尿失禁の発生可能性

◎問い合わせ：

高齢福祉課介護保険係

☎(55)5115

肢体不自由者来所相談会

補装具の購入・修理、医療、その他更生に関する相談会が開催されます。

開催日 1月26日(金)

受付時間 午後1時～3時

会場 福島県障がい者総合福祉センター(県庁北庁舎)

申込期限 1月19日(金)

申込方法 事前に電話等でお申し込みください。

※身体障害者手帳をお持ちの方は持参してください。

◎問い合わせ・申し込み：

福祉課障がい福祉係

☎(55)5113

または各支所地域振興課

家族介護教室

「高齢期に向かってどう生きるか」終活とは」

人生の後半をより良く生きるための活動を考える教室を開催します。自分を見つめ自分らしく生きるための「終活」を考えてみませんか。

日時 1月18日(木)

午後1時30分～3時

会場 杉田住民センター

※駐車スペースに限りがあります。

対象者 市内在住・在勤者で、家族等を介護している方または介護について関心のある方

内容

①講演「終活とは」

講師 金融広報アドバイザー 田崎由子氏

②談話会

講師を交えながら、参加者同士で日頃不安に思っていることなどを話し合います。

参加費 無料

申込方法 電話でお申し込みください。

申込期限 1月15日(月)

◎問い合わせ・申し込み：

二本松市地域包括支援セン

ター ☎(23)3600